

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員管理職手当に関する規則

令和 2 年10月28日規則第12号

盛岡・紫波地区環境施設組合職員管理職手当支給に関する規則（昭和57年紫波郡環境施設組合規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例（令和 2 年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 6 号）第 2 条及び第 6 条の規定に基づき、管理職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給職員及び支給額）

第 2 条 管理職手当を支給する職員及び支給額は、別表に定めるとおりとする。

（支給しない場合）

第 3 条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第 23 条第 1 項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 7 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

（補則）

第 4 条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年10月28日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

給料表	職務の級	職	支給額
行政職給料表	6 級	事務局長 技監	46, 000円
	5 級	所長	40, 000円